# 平成 29 年度国立研究開発法人情報通信研究機構調達等合理化計画

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定)に基づき、国立研究開発法人情報通信研究機構は、事務・事業の特性を踏まえ、マネージメントサイクル(PDCAサイクル)により、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、平成 29 年度国立研究開発法人情報通信研究機構調達等合理化計画を以下のとおり定める。

### 1.調達の現状と要因の分析

(1) 情報通信研究機構における平成28年度の契約状況は、表1のとおりであり、契約件数は 1,087件、契約金額は22,395百万円である。また、競争性のある契約は946件 (87%)、20,879百万円(93.2%)、競争性のない契約は141件(13%)、1,515百万円(6.8%)となっている。

平成27年度と比較して、競争性のない契約の割合が件数において大きくなっている(件数は29件(25.9%)の増、金額は298百万円(16.4%)の減)が、主に特殊で専門的な機器の調達等によるものである。

表1 平成28年度の情報通信研究機構の調達全体像

(単位:件、億円)

	平成 27 年度		平成 28 年度		比較増△減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	(56.4%)	(49.6%)	(57.6%)	(54.6%)	(∆3.5%)	(38.8%)
	649	88	626	122	△23	34
企画競争·公募	(33.8%)	(40.1%)	(29.4%)	(38.7%)	(△17.7%)	(21.7%)
	389	71	320	87	△69	15
競争性のある契	(90.3%)	(89.8%)	(87.0%)	(93.2%)	(△8.9%)	(31.2%)
約(小計)	1,038	159	946	209	△92	50
競争性のない随	(9.7%)	(10.2%)	(13.0%)	(6.8%)	(25.9%)	(Δ16.4%)
意契約	112	18	141	15	29	∆3
合 計	(100%)	(100%)	(100%)	(100%)	(△5.5%)	(26.3%)
	1,150	177	1,087	224	△63	47

(注1)計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2)比較増△減の()書きは、平成28年度の対27年度伸率である。

(2) 情報通信研究機構における平成28年度の一者応札・応募の状況は、表2のとおりであり、

契約件数750件(79.3%)、契約金額14.487百万円(69.4%)である。

前年度と比較して、一者応札・応募による契約の割合が件数において小さくなっている(件数は110件(12.8%)の減、金額は2,474百万円(20.6%)の増)が、これは調達案件を取りまとめることができたこと等により物品買入、製造、工事に関する契約案件数が減少したことによるものである。

表2 平成28年度の情報通信研究機構の一者応札・応募状況

(単位:件、億円)

		平成 27 年度	平成 28 年度	比較増△減
2者以上	件数	178(17.1%)	196(20.7%)	18(10.1%)
	金額	39(24.5%)	64(30.6%)	25(63.7%)
1者以下	件数	860 (82.9%)	750(79.3%)	△110(△12.8%)
	金額	120(75.5%)	145(69.4%)	25(20.6%)
合 計	件数	1,038(100%)	946(100%)	△92(△8.9%)
	金額	159(100%)	209(100%)	50(31.2%)

- (注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。
- (注2) 合計欄は競争契約(一般競争、指名競争、企画競争、公募)を行った計数である
- (注3) 比較増△減の()書きは、平成28年度の対27年度伸率である。

#### 2.重点的に取り組む分野

上記1の状況分析等を含め総合的な検討を行った結果、以下の各分野について、それぞれの状況に即した調達の改善及び事務処理の効率化に努めることとする

### (1)競争性のない随意契約に関する調達

競争性のない随意契約については、新規に随意契約となる案件を含め、平成26年10月 1日付け「独立行政法人の随意契約に係る事務について」(総務省行政管理局長通知)を受け、改正した契約事務細則に定める随意契約によることができる理由に合致しているかについて、公平性・透明性を確保しつつ、事務を効率的に処理することを目指す。

【評価指標:競争性のない随意契約の適用を含め規程に基づいた適切な調達の実施】

#### (2)一者応札・応募の改善

平成25年9月より、応札者及び応募者の拡大に向け、個別案件毎にアンケート用紙(入 札等参加者拡大のためのアンケートのお願い)を付した公告を実施している。このアンケート は、公告内容に対し興味を示したものの入札等に参加しなかった者に対し回答を求めており、 回答を得た内容を参考として仕様書等の見直しにより応札者及び応募者の拡大に努めてい るところである。

平成 29 年度においても、引き続きアンケートを実施し、応札者及び応募者の拡大に努める。

【評価指標:競争契約全案件を対象としたアンケートの実施】

#### 3.調達に関するガバナンスの徹底

### (1) 随意契約に関する内部統制の確立

新たに随意契約を締結することとなる案件については、当機構総務系理事を総括責任者とし、契約監視委員会において出された意見に基づき仕様内容の適正化に向けた点検に当たらせている専任職員を活用し設置した「随意契約検証チーム」により、会計規程における「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続き実施の可否の観点から、原則事前に点検を受けることとする。ただし、緊急等止むを得ないと認められる場合は、事後に点検を受けることとする。

【評価指標:新たに随意契約を締結する案件に対する点検の適切な実施】

### (2) 不祥事の発生未然防止・再発防止のための取組

平成 29 年度においても引き続き「調達説明会」、「各研究所別の個別説明及び意見交換会」、「eラーニング」を実施するとともに、不祥事等の未然防止及びルールの遵守について周知徹底を図る。

また、契約種別毎に整備した調達に係るマニュアルについて、引き続き内部イントラネット へ掲載することにより、当該マニュアルの活用を行う。

現場購買については、上記説明会等のほか、以下の対策を実施し、不適切な処理の発生を防止する。①室長等による契約原簿の整備。②契約原簿記載内容の財務部および監査室における定期的な確認。③支払時における財務部の点検。④不適切な事例に関する監査室による内部監査。⑤検査の結果、不適切な処理を行っていると判断された研究室等に対する契約締結前の契約担当者以外による事前点検。

【評価指標:説明会及びeラーニング等の実施状況】

# 4.自己評価の実施

調達等合理化計画の自己評価については、事業年度に係る業務の実績等に関する評価の 一環として年度終了後に実施し、自己評価結果を総務大臣に報告するとともに評価を受ける。 なお、総務大臣による評価結果を踏まえ、その後の調達等合理化計画の改定・策定等に反 映させるものとする。

### 5.推進体制

# (1) 推進体制

調達等合理化計画に定める各事項を着実に実施するため、総務系理事を総括責任者とする「調達等合理化検討会」により調達合理化に取り組むものとする。

「調達等合理化検討会」

総括責任者 総務系理事

副総括責任者 財務部長

メ ン バ ー 契約室長、契約室マネージャー、契約管理グループリーダー 物品・役務契約グループリーダー、工事契約グループリーダー

# (2) 契約監視委員会の活用

監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会により、調達等合理化計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、これに関連して、理事長が定める基準(新規の随意契約、2か年連続の一者応札・応募案件等)に該当する個々の契約案件の事後点検を行い、その審議概要を公表する。

### 6.その他

調達等合理化計画及び自己評価結果等については、情報通信研究機構のホームページにて公表するものとする。

なお、計画の進捗状況を踏まえ、新たに取組の追加等があった場合には、調達等合理化計画の改定を行うものとする。